

(高等裁判所経由)

岡山家裁総第349号

(組ろー02)

平成31年4月17日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

岡山家庭裁判所長 長井秀典

平成31年の裁判事務の分配等の定めについて

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

標記の裁判事務の分配等の定めは、別添のとおりです。

平成 31 年

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序
※ 及び開廷日割
※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

(4月1日現在分)

岡山家庭裁判所

第1 裁判官の配置

庁 別	種 別	裁 判 官										
本 庁	家事・人事訴訟等	合 議	判	事	(所長)	長 渡	井 部	秀 佳	典 子	春 史	平 美	
			判	事	(特例)	久 坂	田 本	千 雅	寿 寿	史 平	美	
			判	事	(特例)	中 松	山 浦	洋 絵	(填補)	(填補)	(填補)	
			判	事	事	田 安 佐	中 部	俊 朋	行 美	彦 子	(填補)	
			判	事	事	々 松	木 本	愛 明	(填補)	(填補)	(填補)	
			A 係	判	事	(所長)	長 渡	井 部	秀 佳	典 子	春 史	
			B 係	判	事	(特例)	中 久	田 本	千 雅	寿 寿	史 平	
			C 係	判	事	(特例)	坂 松	山 浦	洋 絵	(填補)	(填補)	
			D 係	判	事	事	保	田 本	秀 佳	典 子	春 史	
			E 係	判	事	事	松	山 浦	千 雅	寿 寿	史 平	
	少 年	合 議	判	事	(所長)	長 渡	井 部	秀 佳	典 子	春 史	平 美	
			判	事	(特例)	久 坂	田 本	千 雅	寿 寿	史 平	美	
			判	事	事	中 松	山 浦	洋 絵	(填補)	(填補)	(填補)	
			判	事	事	田 安 佐	中 部	俊 朋	行 美	彦 子	(填補)	
	单 独	B 係	判	事	(所長)	長 渡	井 部	秀 佳	典 子	春 史	平 美	
			C 係	判	事	(特例)	中 久	田 本	千 雅	寿 寿	史 平	
			D 係	判	事	(特例)	坂 松	山 浦	洋 絵	(填補)	(填補)	
			E 係	判	事	事	保	田 本	秀 佳	典 子	春 史	
			F 係	判	事	事	松	山 浦	千 雅	寿 寿	史 平	
倉 敷 支 部	家 事		判	事	事	事	森 山	實 本	有 陽	紀 一	子 戒 弘	
	人 事 訴 訟 等		判	事	事	事	磯 長 川	邊 島 原	裕 銀 貴	子 章 博	奈 史	
新見支部	家事・人事訴訟等	判	事	補	(特例)	栗 阪	美 穂	(填補)				
津 山 支 部	家 事	判	事	事	(特例)	児 栗	玉 阪	禎 美	有	紀	子 弘	
	人 事 訴 訟 等	判	事	補	(特例)	栗 阪	美 穂	貴	裕	子	弘	
少 年	判	事	補	(特例)	栗 阪	美 穂						
玉野出張所	家 事	判	事	補	(特例)	中 山	洋 平	(填補)				
児島出張所	家 事	判	事	補	(特例)	坂 本	雅 史	(填補)				
玉島出張所	家 事	判	事			山 本	陽 一	(填補)				

第2 裁判事務の分配

1 本庁

(1) 家事事件

ア 合議事件(裁判官の除斥, 忌避申立事件を含む。)

(ア) 合議事件は, 長井裁判官, 渡部裁判官, 久保田裁判官, 坂本裁判官, 中山裁判官及び松浦裁判官により差し支え等を考慮して構成する合議体で審理裁判をする。

(イ) 長井裁判官が差し支えにより合議体に加われないときは, 渡部裁判官, 久保田裁判官がその順で裁判長となる。

(ウ) (ア)の裁判官の差し支えにより合議体を構成できないときは, 他の合議係填補裁判官の協議により填補裁判官を定めて合議体を構成する。

(エ) 各係に分配された単独事件についての合議体で審理裁判する旨の決定(以下「裁定合議決定」という。)は, (ア)の合議体です。この場合, 当該単独事件の係に対する分配上の調整はしない。

イ 単独事件

(ア) 事件種別による分配

以下, 家事事件手続法別表第1に掲げる事項を「別表第1」といい, 同法別表第2に掲げる事項を「別表第2」という。

家事事件は, 第2の1の末尾に掲げる別表の「事件種別」ごとに, その受付順に従い, 同表の「分配割合」のとおり各係に分配する。ただし, 分配された事件の当事者数が合計15人を超えるときは2件の分配があったものとみなす。

(イ) 関連事件があるときの分配

a 別表第2以外の調停事件とこれに関連する別表第2の調停事件が同時に申し立てられた場合は, 別表第2事件の配てん順序により, 一つの係に分配する。

b 先行して係属した基本となるべき審判, 調停事件(基本事件)に関連する審判, 調停事件(関連事件)が申し立てられた場合は, 関連事件を

基本事件の担当係に分配する。ただし、A係に基本事件が係属している場合に、後行の関連事件が婚姻費用分担事件以外の別表第2事件である場合には、関連事件を(ア)の裁判事務の配てん順序により他の係に分配するとともに、当該係に基本事件を配てん替えする。この場合、配てん替えした係に対する分配上の調整をする。

なお、事件の関連性について疑義があるときは、関係する裁判官の協議により、分配すべき係及び分配上の調整の要否を定める。

(ウ) 付調停又は調停不成立による事件の分配

a ないし c により分配した場合、当該係に対する分配上の調整をする。

a 人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求訴訟事件が調停に付された調停事件は、人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求訴訟事件を担当していた係に分配する。

b 家事審判事件が調停に付された場合(家事事件手続法274条1項)には、原事件を担当する係に分配する。

c 調停事件の不成立によって家事審判の申立てがあったものとみなす場合(同法第272条第4項)には、原事件を担当する係に分配する。

(エ) 審判前の保全処分の分配

a 保全処分が本案事件と同時に申し立てられた場合には、(ア)の裁判事務の分配割合により分配する。

b 保全処分が本案事件の係属後に申し立てられた場合は、本案事件を担当する係に保全処分を分配する。ただし、A係に係属する本案の調停事件について保全処分が申し立てられた場合には、(ア)の配てん順序により保全処分を分配するとともに、本案事件を(本案事件に関連する調停事件があるときは同調停事件を併せて)保全処分を分配する係に配てん替えする。この場合、配てん替えをした係に対する分配上の調整をする。

また、B係に係属する本案事件について保全処分が申し立てられた場合には、(ア)の定めにかかわらず、当該保全処分はB係に分配する。

(オ) 差戻事件及び再審事件の分配

差戻事件及び再審事件は、(ア)の配てん順序により、原裁判をした裁判官を除く裁判官で構成する裁判体の係に分配する。

(2) 人事訴訟等(人事訴訟及びこれに関連する損害賠償請求訴訟並びにこれらの保全、共助その他の申立てをいう。)の事件

ア 合議事件(裁判官の除斥、忌避申立事件を含む。)

(ア) 合議事件は、長井裁判官、渡部裁判官、久保田裁判官、坂本裁判官、中山裁判官及び松浦裁判官により差し支え等を考慮して構成する合議体で審理裁判をする。

(イ) 長井裁判官が差し支えにより合議体に加われないときは、渡部裁判官、久保田裁判官がその順で裁判長となる。

(ウ) (ア)の裁判官の差し支えにより合議体を構成できないときは、他の合議係填補裁判官の協議により填補裁判官を定めて合議体を構成する。

(エ) 各係に分配された単独事件についての裁定合議決定は、(ア)の合議体でする。この場合、当該単独事件の係に対する分配上の調整はしない。

イ 単独事件

(ア) 裁判事務の分配割合

人事訴訟等事件は、次の表に掲げる事件種別ごとに、その受付順に従い、同表の分配割合に従い、各係に分配する。

事件種別 係	訴訟事件	保全・共助その他
C 係	1 / 2	1 / 2
D 係	1 / 2	1 / 2

(イ) 本案訴訟係属中に申し立てられた保全命令関係事件の分配

a 保全命令事件

本案訴訟事件の係属中にその事件の保全命令事件の申立てがされた

ときは、当該保全命令事件を本案訴訟事件の係属する係に分配する。

b 保全異議及び保全取消し事件の分配

保全異議及び保全取消しの各申立事件は、原則として、当該保全命令を発した係に分配する。ただし、本案訴訟事件が係属中の場合は、当該保全命令を発した係と本案事件担当の係との協議の上、これを本案訴訟事件担当の係に配てん替えすることができる。

(ウ) 関連事件の割替え

各係に係属している人事訴訟等事件と関連性がある事件が係属したときは、関係する裁判官の間の協議により担当係を変更することができる。この場合は、係間の分配割合について調整する措置の要否についても協議するものとする。

(エ) 差戻事件及び再審事件の分配

差戻事件及び再審事件は、原裁判をした裁判官を除く裁判官で構成する裁判体の係に分配する。

(3) 少年事件

ア 合議事件(裁判官の忌避申立事件を含む。)

(ア) 合議事件は、長井裁判官、渡部裁判官、久保田裁判官、坂本裁判官、中山裁判官及び松浦裁判官により差し支え等を考慮して構成する合議体で審理裁判をする。

(イ) 長井裁判官が差し支えにより合議体に加われないときは、渡部裁判官、久保田裁判官がその順で裁判長となる。

(ウ) (ア)の裁判官の差し支えにより合議体を構成できないときは、他の合議係填補裁判官の協議により填補裁判官を定めて合議体を構成する。

(エ) 各係に分配された単独事件についての裁定合議決定は、(ア)の合議体でする。この場合、当該単独事件の係に対する分配上の調整はしない。

イ 単独事件

(ア) 裁判事務の分配割合

少年事件は、(イ)ないし(エ)の場合を除き、次の表に掲げる事件種別ごと

に、その受付順に従い、同表のとおり各係に分配する。ただし、一通の送致書で送致された複数の少年に係る一般事件及び交通事件は、一括して同一の係に分配する。

事件種別		係	A係	B係	C係	D係	E係	F係	
簡易送致事件								全	
通常送致事件	一般	在宅						全	
		身柄						全※	
	交通	在宅						全	
		身柄						全※	
準少年、共助、雑、その他								全	
観護措置、令状等								全	

※ 身柄事件については特則がある(イ)参照)。

なお、事件種別の「交通事件」は、交通に関する危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2）、業務上過失致死傷、重過失致死傷、自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項）、過失致死傷、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、道路交通法違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の各保護事件をいい、「一般事件」はその余の保護事件をいうものとする。

(イ) 身柄事件の特則

身柄事件につき、1週間に4名を超える少年事件が送致された場合（一般事件か交通事件かを問わない。ただし、移送相当事件は除く。）は、配てんを受ける予定の裁判官の申出を受けて、関係する裁判官の協議により、超過した分に係る事件を、適宜、B係、D係、E係、C係に順次分配することができる。

(ウ) 差戻事件の分配

差戻しを受けた事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官の係に分配する。

(エ) 少年法第20条第1項及び第2項に係る事件に関する特則

- a 少年法第20条第2項本文に規定する事件に係る少年保護事件は、上記イの(ア)の定めにかかわらず、B係に分配する。
- b 上記イの(ア)の定めにより分配された少年保護事件で、少年法第20条第1項の決定をすることを相当とするものは、合議体で審判する旨の決定をする場合を除き、渡部裁判官が取り扱う。

(4) その他

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状の請求については、あらかじめ当番表を作成し、同表に登載された裁判官が処理する。

別表

事件種別

審判 事件	別表 第1	①	児童福祉法関係事件、親権喪失・停止事件
		②	成年後見関係事件、未成年後見関係事件
		③	不在者財産管理関係事件、相続財産管理(相続人不明、民法918Ⅱ)関係事件
		④	遺言書の検認事件
		⑤	相続放棄の申述受理、子の氏変更事件、保護者選任事件
		⑥	①ないし⑤以外の別表第1の審判事件
	別表 第2	①	遺産分割関係事件
		②	①以外の別表第2の審判事件
調停 事件	別表 第2	①	遺産分割関係事件
		②	①以外の別表第2の調停事件
	一般	③	一般調停事件(別表第2以外の調停事件)
雑 事 件	①	遺産分割事件を除く別表第2の事件を本案とする審判前の保全処分	
	②	①以外の審判前の保全処分、履行勧告、履行命令、間接強制等	
家事共助、その他			

分配割合

事件種別		係	A係	B係	C係	D係	E係	F係
審判 事件	別表 第1	①		1/4	1/4	1/4	1/4	
		②	4/16	2/16	2/16	6/16	2/16	
		③		2/5		2/5	1/5	
		④	1/2		1/2			
		⑤	3/5	1/5	1/5			
		⑥		1/2	1/2			
	別表 第2	①		2/8	2/8	1/8	3/8	
		②	※2	3/10	1/10	2/10	4/10	
調停 事件	別表 第2	①		2/8	2/8	1/8	3/8	
		②	※1	3/10	1/10	2/10	4/10	
	一般	③	2/10	2/10	2/10	1/10	3/10	
雑 事 件	①			1/3	1/3	1/3		
	②	本案の担当係に配てんする						
家事共助、その他				1/2	1/2			

※1 A係の基本事件に関連する後行の婚姻費用分担調停事件は担当する。

※2 A係が担当する婚姻費用分担調停事件が移行した審判事件は、そのまま担当する。

2 倉敷支部

(1) 裁判事務の分配割合

事件種別 担当裁判官	家事					人事訴訟等			備考	
	審判					調停	その他 (履行勧告)	共助 雜 その他 (履行勧告を除く)	訴訟	
	①	②	③	④	⑤					
森 實	4/20		4/20		4/20	4/20			1/5	1/3
山 本	12/20	全部	12/20	1/4	12/20	12/20	1/4	全部		
長 島	4/20		4/20	1/4	4/20	4/20	1/4			
磯 邊				1/4			1/4		2/5	1/3
川原田				1/4			1/4		2/5	1/3

(注) 審判事件における①ないし⑤の事件種別は、次のとおりとする。

①の事件：別表第2の審判事件

②の事件：別表第1の審判事件のうち、親権喪失関係事件、児童福祉法関係事件

③の事件：別表第1の審判事件のうち、後見関係事件

④の事件：子の氏変更、相続放棄

⑤の事件：②ないし④以外の別表第1の審判事件

(2) 家事審判事件は、(1)の裁判事務の分配割合に基づき、次に掲げる事件種別ごとに受付順に従い分配する。

ア 別表第1の審判事件

イ 別表第2の審判事件のうち遺産分割事件

ウ イ以外の別表第2の審判事件

なお、家事審判事件が分配された場合において、その事件の当事者数が合

計15人を超えるときは2件の分配があったものとみなす。

(3) 家事調停事件は、(1)の裁判事務の分配割合に基づき、次に掲げる事件種別ごとに受付順に従い分配する。

- ア 別表第2の調停事件のうち遺産分割事件
- イ ア以外の別表第2の調停事件
- ウ 別表第2以外の調停事件

なお、家事調停事件が分配された場合において、その事件の当事者数が合計15人を超えるときは2件の分配があったものとみなす。

(4) 次に掲げる事件は、(2)及び(3)の定めにかかわらず原事件を担当する裁判官に分配する。

- ア 家事事件手続法第274条第1項（人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求訴訟事件を除く。）による家事調停事件
- イ 同法第272条第4項による家事審判事件

(5) 先行して係属した基本となるべき審判、調停事件(基本事件)に関連する後行の審判、調停事件(関連事件)は、基本事件の担当係に分配する。

なお、事件の関連性について疑義があるときは、関係する裁判官の協議により、分配すべき係及び分配上の調整の要否を定めるものとする。

(6) 家事事件のうち、共助、雑及びその他関係事件は、(1)の裁判事務の分配の割合に基づき、受付順に従い分配する。ただし、審判前の保全処分に関する事件は、本案事件を担当する裁判官に分配する。

(7) その他

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件については、あらかじめ当番表を作成し、同表に登載された裁判官が処理する。

3 新見支部

事件種別 担当裁判官	家事			人事訴訟等		備考
	審判	調停	共助 雜 その他	訴訟	保全 共助 その他	
栗阪	全	全	全	全	全	

4 津山支部

(1) 裁判事務分配の割合

事件種別 担当裁判官	家事			人事訴訟等		少年		観護措置	令状等考		
	審判	調停	共助 雜 その他	訴訟	保全 共助 その他	審判					
						一般	交通				
児玉	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2						
栗阪	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	全	全	全	全		

(2) 交通事件及び一般事件の区分については、第2の1の(3)のイのア(本庁の少年事件)に同じ。

(3) その他

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状の請求があった場合には、その受付順に従い、児玉裁判官、栗阪裁判官の各係に分配する。

5 玉野出張所

事件種別 担当裁判官	家事				備考
	審判	調停	共助	雜その他	
中山	全	全	全	全	

6 児島出張所

事件種別 担当裁判官	家事				備考
	審判	調停	共助	雜その他	
坂本	全	全	全	全	

7 玉島出張所

事件種別 担当裁判官	家事				備考
	審判	調停	共助	雜その他	
山本	全	全	全	全	

第3 事件の回付

担当裁判官がその担当事件の回付を相当とするときは、その担当裁判官の申し出により、常任委員会の議により決するものとする。ただし、次の場合に事件の回付をするについては、常任委員会の議を経ることを要しない。

- 1 本庁の事件を、支部又は出張所の管轄区域に属する事件であることを理由として、管轄する支部又は出張所に回付する場合
- 2 支部又は出張所の事件を、その管轄区域に属さない事件であることを理由として、管轄する本庁、支部又は出張所に回付する場合
- 3 出張所を填補する本庁の裁判官が前記填補庁の事件を本庁に回付することを相当と認めた場合(この場合、事件の回付を受けた本庁においては、同事件を当該裁判官の係に分配し、同係に対する分配上の調整をする。)
- 4 出張所を填補する支部の裁判官が前記填補庁の事件を支部に回付することを相当と認めた場合(この場合、事件の回付を受けた支部においては、同事件を当該裁判官の係に分配し、同係に対する分配上の調整をする。)
- 5 本庁、支部又は出張所の係裁判官が、その担当事件を、これと関連する事件が他の支部、出張所又は本庁に係属し、当該関連事件担当の裁判官が両事件を併せて担当することを相当と認めたことを理由として、当該関連事件の係属する本庁、支部又は出張所に回付する場合(この場合、事件の回付を受けた本庁又は支部においては、同事件を当該関連事件担当の裁判官に分配し、同裁判官の係に対する分配上の調整をする。)
- 6 本庁又は津山支部の少年事件を、当該少年の住所、居所、現在地を管轄区域とする津山支部又は本庁に回付する場合
- 7 本庁、支部又は出張所の後見等開始事件を基本事件とする監督事件等を、本人の住所移転に伴い、本人の現住所を管轄区域とする支部、出張所又は本庁に回付する場合

第4 裁判事務の代理順序

本官	代理裁判官
本庁の裁判官	本庁の他の裁判官
倉敷支部の裁判官	倉敷支部の他の裁判官
新見支部の裁判官	津山支部の他の裁判官
津山支部の裁判官	津山支部の他の裁判官
玉野出張所の裁判官	本庁の他の裁判官
児島出張所の裁判官	本庁の他の裁判官
玉島出張所の裁判官	倉敷支部の他の裁判官

以上によりなお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官

第5 司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官
所長	順序 1 渡部 佳寿子 2 久保田 千春 3 坂本 雅史 4 中山 平
倉敷支部長	順序 1 山本 陽一 2 磯邊 裕子 3 長島 銀哉 4 川原田 弘
新見支部長	填補裁判官
津山支部長	栗阪美穂

以上によりなお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官

第6 開廷日割

序 名	裁 判 官	家 事		人 事 訴 訟 等	少 年	備 考
		審 判	調 停			
本 庁	合 議	隨 時	隨 時	火	隨 時	
	長 井	隨 時	月, 水			
	渡 部	火	水, 金		隨 時	
	久 保 田	金	火, 木	水, 金	隨 時	
	坂 本	金	火, 木		隨 時	
	中 山	木	月, 水	火, 木	隨 時	
	松 浦				隨 時	
倉 敷 支 部	森 實	水		火, 金		
	山 本	月, 木				
	長 島	火				
	磯 邊			火, 木		
	川 原 田			水, 金		
新 見 支 部	栗 阪	木(第1, 3)		木(第1, 3)		(注)
津 山 支 部	児 玉	火		水, 金		
	栗 阪	水		火, 金	月	
玉野出張所	中 山	金(第1, 3, 5)				(注)
児島出張所	坂 本	月(第2, 4, 5)				(注)
玉島出張所	山 本	水				

(注) 玉野出張所及び児島出張所については、月2回以上填補する。

填補日が休日となるときは、他の当該曜日に振り替えて填補する。当該曜日での振替が困難な場合は、必要に応じて、填補日以外の曜日にも填補先と調整の上、適宜填補する。